

第3章

困難を有する子ども・若者や その家族の支援

第1節 困難な状況ごとの取組

1 ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等

(1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための取組（内閣府、文部科学省、厚生労働省、各省庁）

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などの様々な分野の関係機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かして発達段階に応じた支援を行っていくことや、社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関の施設はもとより、子どもや若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談や助言、指導を行うことが必要とされている。

内閣府は、

- ・子ども・若者支援地域協議会⁶⁰の設置の促進を図る、「子ども・若者支援地域協議会体制整備事業」を実施している。
- ・困難を有する子どもや若者に対する支援に携わる人材の養成を図るため、訪問支援（アウトリーチ）研修をはじめとする各種研修を実施している⁶¹。公的機関において相談業務に当たる職員に対して、総合的に支援するための法的仕組みや関係機関の役割などについて理解を深めることを目的とした研修を実施している。民間団体において相談業務に当たる職員に対しても、困難を有する子どもや若者の特性やその家族についての理解、支援方策についての学びを深めるとともに、継続した支援を行うための組織運営についても実践的に学ぶことを目的とした研修を実施している。
- ・支援に関する調査研究を行っている。平成24（2012）年度は、個別ケース支援の運営を充実させるための、複雑な背景要因を持った若者に対する支援の事例分析などを実施した。平成25（2013）年度は、この結果を踏まえ、今後の支援団体などの取組を充実させるための調査研究を実施する。

国立青少年教育施設では、ニートやひきこもり、不登校の子どもや若者に対する各種事業が実施されている。

(2) ニート等の若者への支援（厚生労働省）

厚生労働省は、ニートなどの若者の職業的自立を支援するため、各地域に「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）⁶²の設置を促進している。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で受けることができる。（第2-3-1図）

- ・若者支援の専門家（キャリア・コンサルタントなど）による、一人一人に適切な支援メニューの作成や、必要に応じて外部の適切な支援機関や団体の紹介
- ・コミュニケーションスキルアップのためのグループワークや面接訓練といったプログラム
- ・職場見学や職場体験

60 「子ども・若者育成支援推進法」第19条で地方公共団体に設置の努力義務が課されている協議会。

61 「子ども・若者育成支援推進法」第18条では、国と地方公共団体は、人材の養成や資質の向上、体制整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

62 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/>。全国のサポステの連絡先はニートサポートネットの一覧（http://www.neet-support.net/about/supportstation_4.html）を参照。

・保護者を対象としたセミナーや個別相談

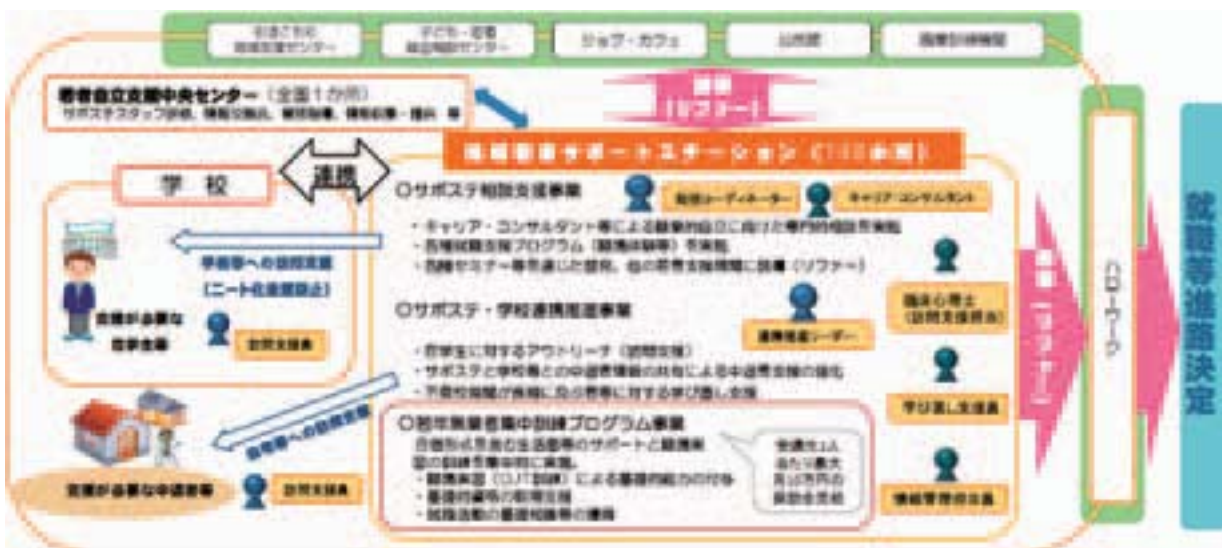
平成24（2012）年度補正予算により、サポステ拡充を緊急人材育成・就職支援基金の事業として追加した。平成25（2013）年度末までに、設置拠点を拡充（160か所、前年度比44か所増）するとともに、学校などとの新たなネットワークの構築や積極的なアウトリーチ（訪問支援）、「貧困の連鎖」の防止の観点から高校中退者に対する学び直しの支援などを行う。また、合宿形式を含む生活面のサポートと職場実習や資格取得支援を集中的に実施し、自信の回復や就職に必要な基礎的能力の獲得、基礎的資格の取得を図る「若年無業者等集中訓練プログラム」を実施する（第2-3-2図）。平成25年2月にとりまとめられた『地域若者サポートステーション』事業の今後のあり方に関する検討会報告書を踏まえ、若者支援のネットワークの中心として寄せられる期待に応えられるよう、拠点数や体制を強化していく（第2-3-3図）。

第2-3-1図 地域若者サポートステーションとネットワークによる支援の流れ



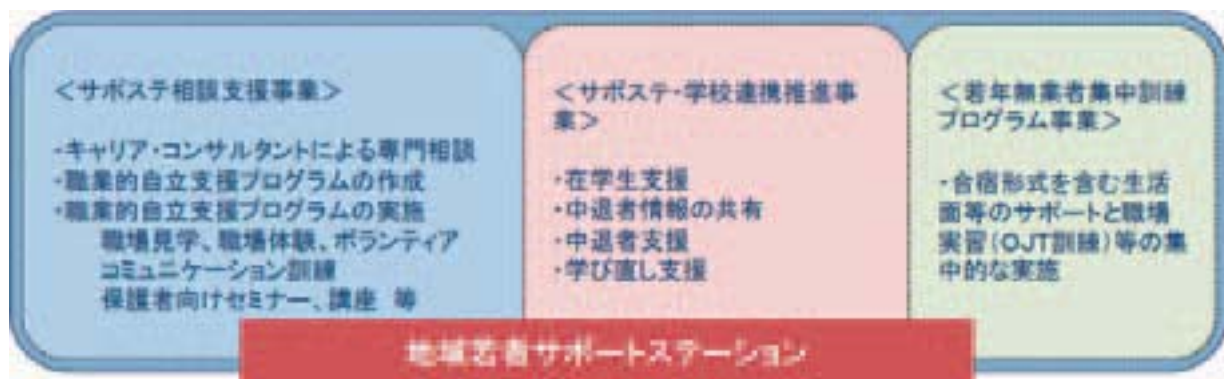
（出典）厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/ys-station/>）

第2-3-2図 地域若者サポートステーション事業（平成24年度補正予算）



（出典）厚生労働省資料

第2-3-3図 今後のサポステ機能のイメージ



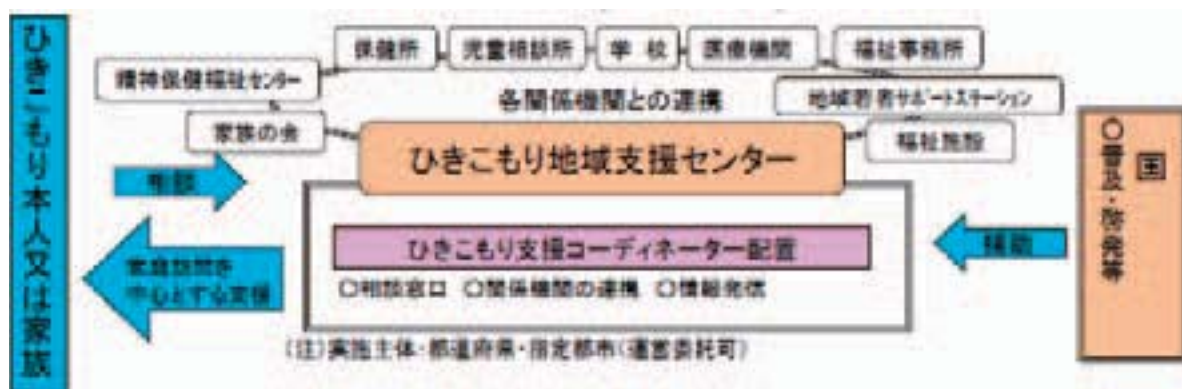
（出典）厚生労働省「『地域若者サポートステーション』事業の今後のあり方に関する検討会報告書」（平成25年2月）

（3）ひきこもりへの支援（厚生労働省）

いわゆる「ひきこもり」の相談・支援は、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士が、本人や家族に対して行っている。

厚生労働省は、相談業務をより適切に実施するため、支援に当たる専門機関の職員などに向けた「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」を関係機関に配布している。また、医療・保健・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を推進している（第2-3-4図）。「ひきこもり地域支援センター」は、平成25（2013）年2月現在、22道府県と16政令市に設置されている⁶³。平成25年度には新たに、地域に潜在するひきこもりを早期に発見し、ひきこもりを抱える家族や本人に対するきめ細やかな支援が可能となるよう、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県・指定都市が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行う。

第2-3-4図 ひきこもり地域支援センターの概要



（出典）厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html）

（4）不登校の子ども・若者への支援（文部科学省）

不登校への対応については、未然防止や早期発見・早期対応の取組や、学校が家庭・地域・関係機関と連携した取組に加え、子どもの悩みや不安を受け止めて相談に当たる相談体制の整備が重要である。

文部科学省は、不登校の未然防止や不登校児への必要な支援の在り方を検討するための基礎資料として、

63 「ひきこもり地域支援センター」の連絡先は<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/hikikomori05.pdf>を参照。

不登校経験者の状況を把握するための追跡調査を実施している。また、平成24（2012）年度には、不登校などの未然防止や早期発見・早期対応につながる取組、不登校などに対応できる関係機関同士の連携した取組を推進するための試行的な実践を地方公共団体や民間団体などに委託し、成果の普及を図った。

なお、不登校の子どもへの相談・指導を行うために各都道府県・市町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）では、不登校の子どもが在籍する学校とも連絡をとりながら、子どもの実情に応じた学習指導を行っている。（学校内外での相談体制の整備については、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」と次項を参照。）

（5）心の問題への対応（文部科学省，厚生労働省）

文部科学省は、教育相談体制の一層の充実を図るため、養護教諭と関係教職員による健康相談や保健指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進している。（家庭教育支援については、第2部第4章第1節1「家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築」を参照。）

厚生労働省は、こころの不調・病気に関する説明や各種支援サービスの紹介など、治療や生活に役立つ情報を分かりやすくまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」⁶⁴と、10代・20代とそれを取り巻く人々（家族・教育職）を対象に本人や周囲が心の不調に気づいたときにどうするかなど分かりやすく紹介する「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」⁶⁵の2つのウェブサイトを厚生労働省ホームページに設置している。（学校内外の相談体制については、第2部第2章第3節2「相談体制の充実」を参照。）

（6）高校中途退学者への支援（内閣府，文部科学省，厚生労働省）

内閣府は、平成24（2012）年度に、高校中退者を含めた困難を有する若者などの家族を対象とした意識調査を実施した。

文部科学省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」⁶⁶の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

厚生労働省は、サポステ・学校連携推進事業により、サポステと学校、ハローワークが高校中退者の情報を共有し、支援が必要な者に対しサポステが積極的に訪問支援（アウトリーチ）を行うなど、きめ細かな支援を実施している。

2 障害のある子ども・若者の支援

（1）障害のある子ども・若者の支援

ア 特別支援教育の推進（文部科学省）

障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うことが必要である。一方で、近年、子どもの障害の重度・重複化、多様化が進んでいる。

特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級では、一人一人の障害の状態などに応じ、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、個別の指導計画や教育支援計画が作成され、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備を活用して、指導が行われている。通学が困難な子どもに対する訪問教育も行われている。通常の学級では、通級による指導⁶⁷のほか、習熟度別指導・少人数指導といった障害に配慮した指導方法や支援員の活用など、一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われている。

文部科学省は、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成24（2012）年7月に取りまとめた提言⁶⁸

64 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

65 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

66 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm

67 小・中学校の通常の学級に在籍している比較的障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態。言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、弱視、難聴などのある子どもが対象。